

## ● 坂戸・鶴ヶ島消防組合公共工事中間前金払事務取扱要領

平成31年3月11日 管理者決裁

令和8年2月9日 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸・鶴ヶ島消防組合会計規則（昭和52年坂戸・鶴ヶ島消防組合規則第5号）第2条の規定により坂戸市会計規則（昭和46年坂戸町規則第19号）第54条第2項の例に基づく坂戸・鶴ヶ島消防組合の発注する土木建築に関する工事に要する前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の範囲)

第2条 中間前金払の範囲は、地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）附則第3条に規定する範囲とし、1件の設計金額が200万円を超える土木建築工事とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 既に前払金を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と、「当初の前払金」とあるのは「当該会計年度の当初の前払金」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の割合は、当該工事請負代金額の10分の2以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に対してすることができる。

(中間前金払の請求手続き)

第5条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）に、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負契約約款第11条に基づく工事履行報告書を添えて管理者に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第6条 管理者は、受注者から認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを工事履行報告書等の書面に基づき審査するものとする。

2 出来高の認定においては、次に掲げる事項に基づき確認を行うものとする。

- (1) 工事現場に搬入された検査済の工事材料があるときは、その額を認定資料の出来高に

加算することができる。

- (2) 製造工場等に検査済の工場製品があるときは、その額を認定資料の出来高に加算することができる。
- (3) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定資料の出来高に加算することができる。

3 管理者は、審査結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第2号）を作成して7日以内に受注者へ通知するものとする。

（中間前払金の支払い手続き）

第7条 前条の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて管理者に請求するものとする。

2 管理者は、正当な中間前払金の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

3 中間前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

（変更契約の場合の措置）

第8条 中間前払金をした工事について、請負代金額の変更が生じた場合は、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負契約約款の規定により処理するものとする。

（定めのない事項）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

認 定 請 求 書

年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合  
管理者 あて

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

印

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
添 付 書 類	工事履行報告書

認 定 調 書

坂戸・鶴ヶ島発第 号  
年 月 日

様

坂戸・鶴ヶ島消防組合  
管理者 印

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	